

トレーディング勘定の定量的影響度調査の分析 (序文及び主要な結果の仮訳)

2009 年初頭、バーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委」）・トレーディング勘定部会（以下「TBG」）は、バーゼルⅡにおけるマーケット・リスクの枠組みに対する改訂案の定量的影響度を評価するための調査を実施した。改訂案は、バーゼル委により 2009 年 1 月に発表され¹、同 7 月に承認された。マーケット・リスクに係る所要自己資本の計測及び本文書の中で用いられている特定の用語の説明に関する更なる情報については、原文の別添のAnnex及びGlossary（用語集）を参照されたい。

本調査の対象には、以下に係る影響の評価を含む。

- 追加的リスク²に係る自己資本賦課
- ストレスのかかった Value-at-Risk（ストレス VaR）に係る自己資本賦課
- トレーディング勘定における証券化エクスポージャーに係る自己資本賦課
- 標準的方式の下で特定の株式エクスポージャーに対する個別リスクに係る改訂された自己資本賦課

バーゼル委は、コリレーション・トレーディング業務に焦点を当てた影響度調査を 2010 年に行う予定である。この調査を基に、バーゼル委は、標準的方式の下で適用される自己資本賦課に対する比率として表され得る、包括的リスクに係る自己資本賦課の下限（フロア）を評価する予定である。

第 1 節は主要な結果の簡単な要約を示す。第 2 節は調査対象となった銀行のサンプルに関する説明である。第 3 節は全体的な結果を示す。第 4 節は追加的リスクに係る自己資本賦課に関する詳細結果、第 5 節はストレス VaR、第 6 節は証券化、第 7 節は標準的方式の下での株式の個別リスクに係る自己資本賦課についての説明である。

¹ バーゼル委「バーゼルⅡにおけるマーケット・リスクの枠組みに対する改訂」市中協議文書、2009 年 1 月。

² 技術的な用語についての説明は、原文のGlossary（用語集）を参照されたい。また、新旧のマーケット・リスクの枠組みにおける所要自己資本の計測方法の詳細は、原文のAnnexを参照されたい。

本文書の全体を通じて、結果は、個別金融機関の情報が明らかにならないよう、高いレベルで集約された概要表を用いて説明されている。また、多くの場合、結果は、所与の資本の見直し提案に対する影響の平均値を参照する形で説明されている。平均値は有用な集計統計量ではあるが、多くの場合、結果には大きな分散があることを認識することが重要である。全ての表には、中央値や標準偏差も示されている。これらの統計量について必ずしも常に明示的に説明がされるわけではないが、分析結果を解釈する上で慎重に考慮される必要がある。

1. 主要な結果

本影響度調査には 10 カ国から 43 行が参加した。主要な結果は以下のとおりである。

1. 本影響度調査の結果、所要自己資本額全体は平均（中央値）で少なくとも 11.5%（3.2%）増加、マーケット・リスクに係る所要自己資本額は平均で少なくとも 223.7%（102.0%）増加することが示されている³。ただし当該試算においては、標準的方式又は包括的リスクに対する自己資本賦課の下での、再証券化エクスポージャー以外の証券化エクスポージャーに対する自己資本賦課が除外されている。また、全体平均の中には、今般の改訂の全ての側面に係るデータを報告しているわけではない銀行が含まれており、所要自己資本額全体の変化を試算するうえで、いくつかの項目に係る所要自己資本額は不変との仮定が置かれている。したがって、実際の最低所要自己資本額の増加は、さらに大きくなる可能性が高い。
2. 追加的リスクに係る自己資本賦課により、所要自己資本額全体は平均（中央値）で 6.2%（3.6%）増加する。マーケット・リスクに係る所要自己資本額は平均で 102.7%（60.4%）増加する。追加的リスクに係る自己資本賦課額は、平均すると個別リスクに係る追加資本賦課額の 9 倍に達する。本影響度調査の結果は、前回の第 2 次影響度調査の結果と整合的である。

³ 現在のマーケット・リスクに係る所要自己資本額は、08 年 12 月末のデータに基づき計算されている。一方で、Value-at-Risk (VaR) の数値については、銀行から報告があった場合には、08 年 12 月末の数値に代えて、より通常の市場状況であった例えば 06 年 12 月末のデータに置き換えられる形で調整されている。当該調整は、マーケット・リスクの所要自己資本額に与える長期的な影響をより適切に反映する。

3. ストレス VaR の導入により、所要自己資本額全体は平均（中央値）で 4.6%（2.7%）増加する。マーケット・リスクに係る所要自己資本額は 110.8%（63.2%）増加する。ストレス VaR は、平均で非ストレス VaR の 2.6 倍である。ストレス VaR が、非ストレス VaR に比べて分散効果のメリットを享受していないとの証拠はない。
4. 再証券化エクスポージャーに関する、標準的方式の下での個別リスクに係る新しい資本賦課の導入により、所要自己資本額全体は平均（中央値）で 5.4%（0.1%）増加する。マーケット・リスクに係る所要自己資本額は平均で 92.7%（1.8%）増加する。
5. 標準的方式の下での株式の個別リスクに係る資本賦課により、所要自己資本額全体は平均（中央値）で 0.2%（0.1%）増加する。マーケット・リスクに係る所要自己資本額は平均で 4.9%（1.9%）増加する。